

認可外保育施設に対する指導監督要綱

(改正後全文)

制 定 平成 14 年 11 月 1 日

最近改正 平成 27 年 4 月 1 日

(目 的)

第 1 条 この要綱は、認可外保育施設（児童福祉法（以下「法」という。）第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設（少数の乳児又は幼児を対象とするものその他厚生労働省令定めるものを除く。）であつて、法第 34 条の 15 第 2 項若しくは第 35 条第 4 項の認可又は認定こども園法第 17 条第 1 項の認可を受けていないもの（第 58 条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第 22 条第 1 項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）をいう。（法第 59 条の 2 により届出が義務づけられている施設に限られるものでないこと。）以下同じ。）について法第 59 条第 1 項に基づく調査及び同条第 3 項から第 6 項の措置を含む指導監督を行い、もってこれらの施設に入所している児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(指導監督基準)

第 2 条 この要綱に基づく指導監督は、認可外保育施設に入所している児童の福祉のため必要と認められる範囲内で、認可外保育施設指導監督基準（平成 14 年 12 月 25 日雇児発第 1225009 号）により行うことを原則とする。ただし、入所児童が 5 人以下である小規模な施設については、市長が必要と認めた場合には、指導監督基準の一部を適用しないことがある。

(事前指導)

第 3 条 認可外保育施設の設置予定者等から相談があつた場合や、設置について情報を得た場合は、児童福祉法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を説明し、児童福祉法等関係法令及び指導監督基準の遵守を求める。また、届出対象施設に該当する場合は、法令に定める届出を行うよう指導する。

(届 出)

第 4 条 届出対象施設の設置者は、施設の設置後 1 ヶ月以内に別に定める様式により、市長に届け出なければならない。開設後 1 ヶ月を過ぎても届出を行っていない施設を把握した場合は、文書により期限を付して届出を行うよう求める。期限を過ぎても届出がない場合は、非訟事件手続法に基づき、過料事件の手続きを行う。

また、届け出た事項が指導監督により虚偽の届出であることが判明した場合についても同様とする。

(報告徴収)

第5条 市長は、市内の認可外保育施設の設置者又は管理者に対して、別に定める様式により運営状況の報告を年1回以上、文書により、回答期限を付して求める。

2 市長は、次のような場合にも設置者又は管理者に対して、別に定める様式により報告するよう指示する。

(1) 事故が生じた場合の報告

当該施設の管理下において、死亡、重傷事故、食中毒等の重大な事故が生じた場合

(2) 長期滞在児がいる場合の報告

当該施設に24時間かつ週のうちおおむね5日程度以上入所している児童がいる場合は、当該児童の氏名、住所及び家庭の状況等を速やかに報告させる

(3) 届出事項に変更が生じた場合の報告

届出対象施設については、設置後届け出た事項に変更を生じた場合は、変更後1ヵ月以内に報告させる

(4) 事業を廃止し、又は休止した場合の報告

届出対象施設については、当該施設を廃止し、又は休止した場合は、廃止又は休止の日から1ヵ月以内に報告させる

3 前二項に規定する場合のほか、市長は、当初の届出事項からの変更が認められる場合等、児童の処遇上の観点から施設に問題があると考えられる場合には、随時、特別に報告を求める。

(立入調査)

第6条 市長は、年1回以上、当該職員をして、認可外保育施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問（以下「立入調査」という。）をさせる。

2 重大な事故が発生した場合又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合には、届出施設であるか否かにかかわらず、随時、特別立入調査を実施できる。

3 立入調査の指導監督班は、認可外保育施設指導監督所管部の職員2名以上で編成し、その他必要に応じて、保育士、児童福祉司、心理判定員、児童指導員、保健師、看護師、医師等の専門的知識を有する者を加える。

4 前三項の規定により、立入調査を行う職員は、児童福祉法施行規則第14号様式による身分を明らかにする証票を携帯しなければならない。

5 立入調査に際しては、防災上、衛生上の問題があると考えられる認可外保育施設については、関係機関の立会いを求める。

6 年度途中で新規に把握された施設については、速やかに立入調査を行うよう努めること。

7 立入調査に当たっては、当該施設における帳票等の準備のために、設置者又は管理者に対し、期日を事前通告することを通例とするが、特別立入調査が必要な場合等には、事前通告せずに実施することが適当である。

8 立入調査における調査、質問等は設置者又は管理者に行うことを通例とするが、必要に応じて、保育従事者から事情を聴取すること。施設内での虐待や虚偽報告が疑われる場合等は、利用児童

の保護者等から事情を聴取すること。また、施設内での虐待が疑われる場合は、利用児童の様子を確認すること。

- 9 改善指導は文書で行うことを原則としているが、これに先立ち立入調査の際においても、必要と認められる助言、指導等を口頭により行う。
- 10 立入調査の結果は、別表に定める基準に基づき評価を行う。

(改善指導)

第7条 立入調査の結果、指導監督基準に照らして改善を求めると認められる認可外保育施設については、立入調査後概ね1ヵ月以内に、改善されなければ児童福祉法59条第3項に基づく改善勧告及び同法59条第4項に基づく公表等の対象となり得ることを示した上で、改善すべき事項を文書により設置者又は管理者に通知する。

(改善勧告)

第8条 市長は、認可外保育施設の設置者又は管理者に対し、文書による改善指導における報告期限後（改善指導を経ずに改善勧告を行う場合にあっては立入調査実施後）概ね1ヵ月以内に、改善されなければ、公表、事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象となり得ることを明示した上、改善勧告を文書により通知する。この場合概ね1ヵ月以内の回答期限を付して文書で報告を求める。なお、建物の構造等から速やかな改善が不可能と認められる場合は、移転に要する期間を考慮して適切な期限（この期限は、3年以内とする）を付して移転を勧告する。

- 2 児童の福祉を確保するため、次の場合は、改善指導を経ることなく、改善勧告を行う。
 - (1) 著しく不適正な保育内容や保育環境である場合
 - (2) 著しく利用児童の安全性に問題がある場合
 - (3) その他児童の福祉のため特に必要があると認められる場合
- 3 改善勧告を行う場合は、必要に応じて、事前に又は事後速やかに、こども相談センター等の関係機関との間で、当該施設が運営を停止した場合に備えた利用児童の受入れ先の確保等について調整を図る。
- 4 改善勧告を受けた設置者又は管理者から、当該改善勧告に対する報告があった場合は、その改善状況を確認するため、速やかに特別立入調査を行う。回答期限が経過しても報告がない場合についても、同様とする。また、必要に応じて改善勧告に対する回答の期限内においても、当該施設の状況の確認に努めること。
- 5 改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合には、当該施設の利用者に対し、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について個別通知等により周知する。また、報道機関等を通して公表すること。

(事業停止命令又は施設閉鎖命令)

第9条 市長は、改善勧告を行ったにもかかわらず改善が行われていない場合であって、かつ改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき、又は、改善指導、改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認めら

れるときは、事前に書面通知によって弁明の機会を付与し、社会福祉審議会の意見を聴き、事業停止又は施設閉鎖を命ずることができる。

- 2 児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合で、あらかじめ社会福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続きを経ないで、事業停止又は施設閉鎖を命じることができる。
- 3 事業停止又は施設閉鎖命令を行おうとする場合は、必要に応じて、事前に又は事後速やかに、こども相談センター等の関係機関との間で、当該施設が運営を停止した場合に備えた利用児童の受入れ先の確保等について調整を図る。
- 4 事業停止又は施設閉鎖命令を行った場合は、その名称、所在地、設置者又は管理者名、処分の内容等について報道機関を通じて公表する。

(情報提供)

第 10 条 市民に対して、認可外保育施設を担当する窓口について周知するとともに、認可外保育施設の状況についての情報を提供する。

(雑 則)

第 11 条 市長は、認可外保育施設ごとに、届出された事項、運営状況、指導監督の内容等の必要な記録を整備する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 11 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。